

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

再審は、無辜が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける、冤罪。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰も認めることでありながら後を絶ちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年の東住吉事件にいたるまで、無期という重罰事件の再審無罪が続き、2019年には松橋事件、2020年には湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪を勝ち取りました。また2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事がありました。

しかし、これら事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかっています。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠蔽し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。事件から60年をむかえた名張毒ぶどう酒事件は、昨年、新たな証拠が開示されました。事件が起きた懇親会の参加者の事件直後の供述調書です。15年前に請求した時には存在しないと回答した証拠が今回は、見つかったというものです。15年前とは再審開始決定が出された年です。この時にこの証拠を出していれば、奥西勝さん生きている間に無罪が確定していたかもしれません。通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることです。袴田事件は、検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、昨年12月には、最高裁がその決定を取り消し、審査を東京高裁へ差し戻すなど、無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられました。公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定に逆らい、悲劇を

繰り返すことには、法的な制限を加える必要があることは明白です。

このように再審における①証拠開示制度の確立②検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。それに加えて、大崎事件の最高裁の不当決定や布川国賠訴訟判決によって③再審における手続きの整備の必要性が強く求められています。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法第39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツでもすでに、50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を行うことを強く求めます。

- 1 再審における警察・検察手持ちの証拠の全面開示
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止
- 3 再審手続きの整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月23日

山 添 村 議 会